

不足額給付Ⅰ（対象例になりうる例）

（例４）

令和６年中に子供が生まれ、扶養親族が増加した

例）課税者・妻の２人世帯 → 課税者・妻・子（１人）の３人世帯に変更した場合

令和５年１２月３１日時点の扶養状況

令和６年１２月３１日時点の扶養状況

令和６年分推計所得税	40,000
所得税定額減税可能額	60,000
減税しきれない額（①）	20,000
令和６年度分個人住民税所得割額	30,000
個人住民税定額減税可能額	20,000
減税しきれない額（②）	0
令和６年度調整給付額（①＋②）	20,000
↓ １万単位で切り上げ	
令和６年度調整給付額（③）	20,000

令和６年分所得税（実績）	40,000
所得税定額減税可能額	90,000
減税しきれない額（④）	50,000
令和６年度分個人住民税所得割額	30,000
個人住民税定額減税可能額	20,000
減税しきれない額（⑤）	0
本来給付すべき額（④＋⑤）	50,000
↓ １万単位で切り上げ	
本来給付すべき額（⑥）	50,000

所得税定額減税可能額 = (本人＋扶養親族数) × 3 万円
 個人住民税定額減税可能額 = (本人＋扶養親族数) × 1 万円

差額⑥－③の30,000円を不足額として給付
 ※端数は1 万円単位で切り上げ

* 扶養親族数については、令和６年分所得税は令和６年１２月３１日時点、令和６年度分個人住民税は、令和５年１２月３１日時点で判定しています。